

令和３年度における環境配慮契約の締結実績の概要

防 衛 省

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成１９年法律第５６号。以下「環境配慮契約法」という。）第８条第１項の規定に基づき、令和３年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を次のとおり公表します。

１．令和３年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成１９年１２月７日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結しました。

２．環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ＥＳＣＯ事業）、建築物の設計、建築物の維持管理、産業廃棄物の処理に係る契約業務について、電気の供給を受ける契約が９１３件（高圧電力等（契約電力５０ｋｗ以上）４７３件、低圧電力等（契約電力５０ｋｗ未満）４４０件）、自動車の購入等に係る契約が３５台、建築物の維持管理に関する契約が１件、産業廃棄物の処理に係る契約が２７１件の環境配慮契約を締結しました。